

令和6年度 奈良県教育委員会  
幼稚園「中堅教諭等資質向上研修」実施要項

1 目的

中堅教諭等資質向上研修は、教育公務員特例法第24条及び同法附則第6条の規定に基づき、個々の能力、適性等に応じて、公立の幼稚園における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の園運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図ることを目的とする。

2 対象

- (1) 中堅教諭等資質向上研修の対象となる教諭等（以下「当該教諭」という。）は、教育活動その他の園運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される者とする。
- (2) 市町村教育委員会及び市町村公立幼稚園所管課（以下「市町村教育委員会等」という。）は、管内の幼稚園について、当該年度に中堅教諭等資質向上研修を受ける者を確定し、園長に通知するとともに奈良県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に名簿を提出するものとする。
- (3) 次に掲げる者は、中堅教諭等資質向上研修の対象から除くものとする。
  - ア 臨時的に任用された者
  - イ 他の研修実施者が実施する十年経験者研修及び中堅教諭等資質向上研修を修了した者
  - ウ 会計年度任用職員
  - エ 地方公務員法第26条の6第7項、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項若しくは第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項若しくは第2項、第4条若しくは第5条の規定により任期を定めて採用された者
  - オ 指導主事、社会教育主事その他教育委員会等において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、研修実施者が当該者の経験の程度を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認める者
  - カ 令和6年度幼稚園等新規採用教員研修を受講する者

3 実施主体等

中堅教諭等資質向上研修は、市町村教育委員会等の協力を得て、県教育委員会が実施する。

4 内容

中堅教諭等資質向上研修は、園外研修と園内研修からなり、研修実施計画書（様式9幼）に従い、1年間の研修を実施するものとする。その主な内容は次のとおりとする。

（園外研修）

- (1) 主に奈良県立教育研究所（以下「教育研究所」という。）が実施する研修で、研修領域として、保育専門研修及び必修研修を設ける。当該教諭は、保育専門研修を3日、必修研修Ⅰ及び必修研修Ⅱをそれぞれ1日、合計5日間を夏期休業期間等に受講するものとする。

（園内研修）

- (2) 園長の指導の下、実際の保育実践を通じた保育研究や教材研究、特定課題研究等を行う研修として、原則として、保育専門研修受講後に、園内において10日間実施するものとする。

5 研修計画

（事前評価と研修実施計画書）

- (1) 園長は、中堅教諭等資質向上研修の実施に当たり、当該教諭の能力、適性等について評価を行うものとする。
- (2) 当該教諭は、中堅教諭等資質向上研修の実施に当たり、園長等の園管理職との対話に基づき、効果的な指導助言等を踏まえて研修実施計画書を作成するものとする。園長は、作成された研修実施計画書を確認し、必要に応じて調整するものとする。
- (3) 園長は、作成された研修実施計画書を期日までに市町村教育委員会等に提出するものとする。市町村教育委員会等は、作成された研修実施計画書を確認し、精査した上で期日までに県教育委員会に提出するものとする。

6 園内体制

- (1) 当該教諭は、園長の指導の下に、研修実施計画に従い、研修を行うものとする。

- (2) 園長は、中堅教諭等資質向上研修が円滑に実施できるようにするため、園全体としての体制を確立するものとする。
- (3) 園長、副園長又は教頭は、研修実施計画に従い、当該教諭の指導及び助言に当たるものとする。

## 7 研修報告

(研修実施報告書)

- (1) 園長は、当該教諭の夏期休業期間等の園外研修実績が一定日数を下回る場合、第2学期以降に園外における適切な研修機会を与えることができる。
- (2) 園長は、4内容に定める全ての研修を修了した当該教諭に対し、研修実施報告書(様式11幼)を作成し、指定された期日までに、市町村教育委員会等に提出するものとする。  
なお、研修成果については、当該教諭に対する以後の指導や研修に活用することが望ましい。
- (3) 市町村教育委員会等は、園長から提出された研修実施報告書の写しを、指定された期日までに、県教育委員会に提出するものとする。
- (4) 県教育委員会は、当該教諭が4内容に定める全ての研修を修了しなかったときは、市町村教育委員会等に通知する。  
(修了の認定)
- (5) 中堅教諭等資質向上研修の修了の認定は、市町村教育委員会等から県教育委員会に提出された研修実施報告書を基に(奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則第二条の規程により)県教育委員会教育長が行う。なお、県教育委員会教育長による修了の認定が認められない場合は、県教育委員会は当該教諭の所属する市町村教育委員会等と確認の上、市町村教育委員会等を通じて園長へ通知する。

## 8 文書保存

市町村教育委員会等は、当該教諭の研修実施計画書及び研修実施報告書を修了認定後5年間保存するものとする。

## 9 実施園園長説明会

県教育委員会は、中堅教諭等資質向上研修を円滑かつ効果的に実施するため、市町村教育委員会等担当者を含む実施園園長説明会を年度当初に開催するものとする。

## 10 その他

- (1) 中堅教諭等資質向上研修実施に係る旅費は、すべて園負担とする。
- (2) 本実施要項に定めるもののほか、必要な事項は、県教育委員会が別に定める。